

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 桜桂会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 愛知県犬山市大字塔野地字大畔 10番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和 40 年 2月 17 日(4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和 40 年 3月 1 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	吉田 弘美	
副理 事 長	高沢 悟	犬山病院院長
理 事	宮脇 茂樹	事務局長
同	末続 なつ江	犬山病院副院長
同	吉田 靖志	
監 事	立石 晋	
同	石榑 増子	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	犬山病院	愛知県犬山市大字塔野地字大畔 10番地	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床] 精神病床 373 床 感染症病床 床 結核病床 床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
障害福祉サービス事業 来果	愛知県犬山市大字塔野地字大畔 216番地	
障害福祉サービス事業 アークヒルズ	愛知県犬山市大字塔野地字大畔 216番地	
障害福祉サービス事業 希望が丘	愛知県犬山市大字塔野地字大畔 215番地	
地域活動支援センター 希楽里	愛知県犬山市大字塔野地字大畔 216番地	
相談支援事業 せせらぎ	愛知県犬山市大字塔野地字大畔 216番地	
訪問看護ステーション 訪問看護ステーション 桂	愛知県犬山市大字塔野地字大畔 10番地	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

100-

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4 年 5 月 28 日 令和 3 年度決算の決定

〃 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 理事、監事の選任（全員重任）

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) その他

様式3-1

法人名 医療法人 桜桂会

※医療法人整理番号

100

所在地 愛知県犬山市大字塔野地字大畔10番地

貸 借 対 照 表

(令和5年 3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,075,176	I 流動負債	185,355
現金及び預金	608,145	買掛金	29,392
事業未収金	361,150	未払費用	39,778
未収入金	79,128	短期借入金	98,820
たな卸資産	10,364	預り金	15,800
前払費用	7,634	未払消費税等	999
貸付金	1,690	未払法人税等	565
仮払金	5,955	II 固定負債	823,955
その他の流動資産	1,107	長期借入金	823,955
II 固定資産	2,281,326		
1 有形固定資産	1,971,119	負債合計	1,009,310
建物	4,288,412		
構築物	167,642	純資産の部	
医療用器械備品	122,939	I 出資金	5,000
その他の器械備品	178,398	II 積立金	2,342,192
車両及び船舶	23,014	別途積立金	1,980,000
土地	399,745	繰越利益積立金	362,192
減価償却累計額	△ 3,209,033	III 評価・換算差額等	0
2 無形固定資産	6,303		
電話加入権	1,114		
ソフトウェア	5,188		
3 その他の資産	303,902		
投資有価証券	560		
出資金	7,127		
差入保証金	7,061		
医師退職積立金	154,900		
保険等積立金	134,253		
資産合計	3,356,503	純資産合計	2,347,192
		負債・純資産合計	3,356,503

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人桜桂会
 所在地 愛知県犬山市大字塔野地字大畔10番地

※医療法人整理番号

100

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,373,820
2 事業費用	2,620,877	
(1)事業費	0	2,620,877
(2)本部費		
本来業務事業利益		△ 247,056
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		121,693
2 事業費用		122,495
附帯業務事業利益		△ 801
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
		△ 247,857
	事 業 利 益	
II 事業外収益		
受取利息	277	
その他の事業外収益	84,745	85,023
III 事業外費用		
支払利息	13,855	
その他の事業外費用	47,385	61,241
	經 常 利 益	△ 224,075
IV 特別利益		
医療機関等光熱費高騰対策支援金	14,280	
新型コロナウイルス関連補助金等	223,812	
その他の特別利益	100	238,192
V 特別損失		
固定資産除却損	0	
退職金	3,865	3,865
	税引前当期純利益	10,251
法人税・住民税及び事業税	565	
法人税等調整額	0	565
当期純利益		9,686

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式2

法人名 医療法人 桜桂会

※医療法人整理番号

所在地 愛知県犬山市大字塔野地字大畔10番地

100

財産目録

(令和5年 3月31日現在)

1. 資産額	3,356,503千円
2. 負債額	1,009,310千円
3. 純資産額	2,347,192千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	1,075,176
B 固定資産	2,281,326
C 資産合計 (A+B)	3,356,503
D 負債合計	1,009,310
E 純資産 (C-D)	2,347,192

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式6

監事監査報告書

医療法人 桜桂会
理事長 吉田 弘美 殿

私たちは、医療法人桜桂会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 27 日

医療法人 桜桂会

監事 立石 晋

監事 石榑 増子

(注1) 監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」として、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。